

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年11月13日

【四半期会計期間】 第77期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 櫻島埠頭株式会社

【英訳名】 SAKURAJIMA FUTO KAISHA,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平井 正博

【本店の所在の場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【最寄りの連絡場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第76期 第2四半期 連結累計期間	第77期 第2四半期 連結累計期間	第76期
会計期間		自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高	(千円)	2,031,372	2,255,073	4,284,202
経常利益	(千円)	33,745	96,853	123,645
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益	(千円)	32,578	82,554	141,831
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	109,974	215,537	214,301
純資産額	(千円)	3,843,585	4,148,202	3,947,837
総資産額	(千円)	6,083,377	6,266,884	6,232,951
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	21.70	54.98	94.46
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	63.2	66.2	63.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	59,556	26,600	370,659
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	209,972	89,132	236,808
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	205,180	165,198	143,108
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	683,017	867,543	1,148,436

回次		第76期 第2四半期 連結会計期間	第77期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	26.73	19.79

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。
- 4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- 5 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、企業業績や雇用環境は良好さを維持し、設備投資も増加傾向にあることから、引き続き緩やかな景気回復局面にあります。先行きについては、米中の貿易摩擦問題や米国の利上げなどの影響が懸念され、依然として不透明な状況で推移しております。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画「Innovation & Progress for 2019」の事業戦略である高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などを引き続き推進するとともに、より質の高い物流サービスを提案、お客様ニーズにフレキシブルに対応する一方、新規のお客様や新規貨物の誘致勧誘を行うなどの積極的な営業活動に取り組みました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は22億5千5百万円となり、前年同期に比べ2億2千3百万円、11.0%の増収となりました。

売上原価につきましては、主に収入増に伴う作業外注費の増加などから、19億7千3百万円となり、前年同期に比べ1億5千3百万円、8.5%の増加となりました。販売費及び一般管理費については、2億1千3百万円となり、前年同期に比べ2百万円、1.2%の増加となりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間の営業利益につきましては、6千7百万円となりました。前年同期の同利益が59万1千円であったことから、ほぼ同額の増加となります。経常利益につきましては、受取配当金を収受したことなどが寄与し、9千6百万円となり、前年同期に比べ6千3百万円、187.0%の増加となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、8千2百万円となり、前年同期に比べ4千9百万円、153.4%の増加となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

（ばら貨物セグメント）

ばら貨物については、電力用の石炭の入荷が前年同期に比べ増加したほか、イルメナイトなどの原料貨物の荷動きが堅調に推移しました。この結果、前年同期よりも総取扱数量が増加したため、ばら貨物セグメントの売上高は13億1千4百万円となり、前年同期に比べ2億3千7百万円、22.1%の増収となりました。また、セグメント利益は4千4百万円（前年同期は3千9百万円のセグメント損失）となりました。

（液体貨物セグメント）

液体貨物については、前年同期に比べ、化学品は好調な荷動きにより取扱数量が増加しました。工業原料油は前年末から始まったタンク契約が寄与し保管数量が増加しました。一方、主要貨物の重油は、新たなタンク契約を締結したものの、既往先の需要減等があり、タンク稼働率が低下しました。以上により、液体貨物セグメントの売上高は4億4千8百万円となり、前年同期に比べ1千9百万円、4.2%の減収となりました。また、セグメント利益は1億2千3百万円となり、前年同期から1千5百万円、11.4%の減益となりました。

（物流倉庫セグメント）

物流倉庫については、前年同期に比べ、低温倉庫の荷役業務に係る売上高が増加したことなどにより、物流倉庫セグメントの売上高は4億7千9百万円となり、前年同期に比べ6百万円、1.4%の増収となりました。また、セグメント利益は前年同期並みの3千2百万円となりました。

（その他のセグメント）

その他のセグメントの売上高は、売電事業により1千2百万円となり、前年同期並みとなりました。また、セグメント利益も前年同期並みの6百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の総資産は62億6千6百万円となり、前連結会計年度末に比べて3千3百万円増加しました。これは現金及び預金や売掛金が減少したものの、当社敷地の借地料に係る前払費用（流動資産その他）が増加したほか、投資有価証券の時価が上昇したことによるものであります。

負債合計につきましては、返済が進み長期借入金が減少したことや、修繕費等に係る未払費用（流動負債その他）が減少するなどしたことから前連結会計年度末に比べて1億6千6百万円減少し、21億1千8百万円となりました。

純資産合計につきましては、その他有価証券評価差額金が増加し、利益剰余金も増加したことなどにより前連結会計年度末に比べて2億円増加し、41億4千8百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは前払費用の増加額などにより2千6百万円の資金減少となりました。投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産の取得による支出などにより8千9百万円の資金減少となりました。財務活動によるキャッシュ・フローでは、1億6千5百万円の資金減少となりました。これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は8億6千7百万円となり、前連結会計年度末に比べて2億8千万円減少しました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローでは、2千6百万円の資金減少（前年同期は5千9百万円の資金減少）となりました。これは税金等調整前四半期純利益を1億円、減価償却費を1億8百万円計上したものの、前払費用の増加額が2億8千8百万円となったことなどによるものです。なお、前払費用については、当社敷地に係る借地料の下半期6ヶ月分（10～3月分）を9月に支払っております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産の取得による支出を7千2百万円、投資有価証券の取得による支出を9百万円行ったことなどから8千9百万円の資金減少（前年同期は2億9百万円の資金減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローでは長期借入金の返済による支出が1億4千万円、配当金の支払額が1千4百万円あるなどしたため1億6千5百万円の資金減少（前年同期は2億5百万円の資金減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において当社グループの経営理念及び経営方針に重要な変更はありません。

当社グループは、将来のいかなる環境においても生き残る企業を目指して、前期より3ヶ年の中期経営計画「Innovation & Progress for 2019」をスタートさせました。2020年3月期までの3年間を、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして認識しており、その施策として高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を掲げております。

当第2四半期連結累計期間において当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題もありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 当社グループの企業価値向上その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社が将来の更なる飛躍を目指す新たなステージへ進むために、2017年度より3ヶ年の中期経営計画「Innovation&Progress for 2019」をスタートさせております。

2020年3月期までの3年間は、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして位置づけており、そのために高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を掲げております。

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考えており、コーポレートガバナンスの充実に努めております。当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、独立社外取締役（2名）及び独立社外監査役（2名）を選任し、取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。また、社外取締役及び社外監査役を構成員とする諮問委員会を設置し、諮問委員会が取締役の選任、評価及び報酬、取締役会の評価並びに剰余金の配当その他の事項について代表取締役社長から説明を受け、検討した後、代表取締役社長に対し意見又は助言を行う等、コーポレートガバナンス強化に取り組んでおります。今後もコーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進してまいります。

(b)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年6月29日開催の第75回定時株主総会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます）を導入することを決議しております。本プランの概要は以下のとおりであります。

本プランは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為をいいます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます。

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過し、当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様が開示した後に初めて、大規模買付者による大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合や、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、本プラン所定の事由により、当該大規模買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、当社取締役会は対抗措置の発動を決議します。

当社取締役会は、大規模買付対抗措置として、原則として当社株主に対する新株予約権の無償割当を決議します。また、会社法その他の法令及び当社定款上で認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置を用いることがあります。

なお、具体的な対抗措置の一つとして、当社取締役会が、株主の皆様には新株予約権の無償割当を行う場合、当該新株予約権には、一定割合以上の保有割合となる特定株主グループに属する者による権利行使は認められない旨を定めた行使条件や、かかる特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。なお、新株予約権の行使が認められない特定株主グループが有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは予定していません。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。また、本プラン所定の場合には株主意思確認総会を開催し、株主の皆様意思を確認する場合があります。このような本プランの手続きの過程は適宜株主の皆様へ開示されることといたしております。

取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランにおける本プランの手続の内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも具体的かつ明確に示されており、株主及び投資家の皆様ならびに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

さらに、本プランは、当社株主総会において承認可決され決定されております。また、本プランは有効期間を3年としております。その有効期間の満了前においても当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになります。

なお、当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。したがって、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本プランを廃止することができ、株主の皆様のご意思を反映することが可能です。

加えて、対抗措置の発動の手続としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主意思確認総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断される場合には、株主総会を招集して対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。これらのことから、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社社員の地位の維持を目的としたものでもありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

(5)従業員数

当第2四半期連結累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(6)生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、販売実績についての著しい変動はありません。

(7)主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動はありません。また、新たに決定した主要な設備の増築計画は次の通りです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	本社埠頭 (大阪市此 花区)	物流倉庫	食材加工 施設の増 築	800		自己資金・ 借入金他	2019年 1月	2020年 1月	

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

(注)平成30年6月27日開催の第76回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)をもって、発行可能株式総数は36,000,000株減少し、4,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,400,000	1,540,000	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数 100株
計	15,400,000	1,540,000		

(注)1 平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は13,860,000株減少し、1,540,000株となっております。

2 平成30年6月27日開催の第76回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日		15,400,000		770,000		365,161

(注)平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式数は13,860,000株減少し、1,540,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成30年9月30日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
埠頭ジャスタック株式会社	東京都中央区日本橋本町2丁目3-6	2,899	19.31
株式会社ニヤクコーポレーション	東京都江東区冬木14-5	2,336	15.56
原 徹	大阪府豊中市	1,094	7.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	769	5.12
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	444	2.96
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	384	2.56
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	384	2.56
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9	308	2.05
丸協産業株式会社	兵庫県尼崎市武庫町2丁目20-13	252	1.68
株式会社大水	大阪市福島区野田1丁目1-86	250	1.67
計		9,122	60.76

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式が385千株あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	平成30年9月30日現在
			内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 385,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,968,000	14,968	
単元未満株式	普通株式 47,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	15,400,000		
総株主の議決権		14,968	

- (注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が611株含まれております。
 2 平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は13,860,000株減少し、1,540,000株となっております。
 3 平成30年6月27日開催の第76回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)をもって、単元株式が1,000株から100株に変更となっております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
櫻島埠頭株式会社	大阪市此花区梅町 1 1 11	385,000		385,000	2.50
計		385,000		385,000	2.50

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日よりEY新日本有限責任監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,148,436	867,543
売掛金	495,167	369,447
有価証券	60,000	40,000
貯蔵品	31,940	31,186
その他	334,257	598,668
貸倒引当金	5,279	3,985
流動資産合計	2,064,523	1,902,861
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	941,218	898,775
その他	474,758	485,068
有形固定資産合計	1,415,976	1,383,843
無形固定資産		
のれん	1,899	949
その他	296,013	296,369
無形固定資産合計	297,913	297,318
投資その他の資産		
投資有価証券	1,942,020	2,133,575
繰延税金資産	1,626	1,722
その他	510,890	547,562
投資その他の資産合計	2,454,538	2,682,860
固定資産合計	4,168,427	4,364,023
資産合計	6,232,951	6,266,884
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	245,828	241,142
1年内返済予定の長期借入金	269,858	247,078
未払法人税等	16,540	21,225
賞与引当金	36,091	38,083
その他	290,433	218,973
流動負債合計	858,751	766,502
固定負債		
長期借入金	713,534	595,740
繰延税金負債	360,062	418,110
役員退職慰労引当金	65,382	74,403
環境対策引当金	57,781	53,301
退職給付に係る負債	3,664	4,280
資産除去債務	21,279	21,439
その他	204,659	184,905
固定負債合計	1,426,362	1,352,179
負債合計	2,285,113	2,118,682

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	770,000	770,000
資本剰余金	365,161	365,161
利益剰余金	2,060,082	2,127,621
自己株式	55,099	55,256
株主資本合計	3,140,143	3,207,526
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	807,694	940,676
その他の包括利益累計額合計	807,694	940,676
純資産合計	3,947,837	4,148,202
負債純資産合計	6,232,951	6,266,884

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	2,031,372	2,255,073
売上原価	1,819,537	1,973,420
売上総利益	211,835	281,653
販売費及び一般管理費	211,243	213,674
営業利益	591	67,978
営業外収益		
受取利息	369	316
受取配当金	24,702	26,614
その他	17,873	10,849
営業外収益合計	42,945	37,780
営業外費用		
支払利息	6,435	5,740
遊休設備費	3,137	3,162
その他	218	3
営業外費用合計	9,791	8,905
経常利益	33,745	96,853
特別利益		
固定資産売却益	2,430	3,423
保険解約返戻金	5,731	-
特別利益合計	8,162	3,423
特別損失		
固定資産除売却損	3,952	0
特別損失合計	3,952	0
税金等調整前四半期純利益	37,956	100,276
法人税、住民税及び事業税	3,721	18,348
法人税等調整額	1,655	626
法人税等合計	5,377	17,722
四半期純利益	32,578	82,554
親会社株主に帰属する四半期純利益	32,578	82,554

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
四半期純利益	32,578	82,554
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	77,395	132,982
その他の包括利益合計	77,395	132,982
四半期包括利益	109,974	215,537
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	109,974	215,537

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	37,956	100,276
減価償却費	114,652	108,914
のれん償却額	949	949
貸倒引当金の増減額(は減少)	231	1,294
賞与引当金の増減額(は減少)	1,815	1,992
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	436	615
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	5,958	1,733
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	19,521	9,021
環境対策引当金の増減額(は減少)	2,851	4,479
受取利息及び受取配当金	25,071	26,930
支払利息	6,435	5,740
有形固定資産売却損益(は益)	2,430	3,423
保険解約損益(は益)	5,731	-
有形固定資産除売却損益(は益)	3,952	0
売上債権の増減額(は増加)	23,642	125,719
たな卸資産の増減額(は増加)	2,880	754
仕入債務の増減額(は減少)	107,730	4,685
未払又は未収消費税等の増減額	43,983	17,404
前払費用の増減額(は増加)	293,500	288,604
その他	15,283	44,781
小計	82,822	35,885
利息及び配当金の受取額	24,199	26,930
利息の支払額	6,458	5,670
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	5,524	11,974
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,556	26,600
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	117,282	72,941
固定資産の売却による収入	-	3,423
無形固定資産の取得による支出	115,200	1,025
投資有価証券の取得による支出	-	9,992
その他	22,509	8,597
投資活動によるキャッシュ・フロー	209,972	89,132
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	20,000	-
長期借入金の返済による支出	153,074	140,574
リース債務の返済による支出	8,310	9,529
自己株式の取得による支出	150	157
配当金の支払額	14,919	14,937
その他	8,725	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	205,180	165,198
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	38
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	474,708	280,892
現金及び現金同等物の期首残高	1,157,726	1,148,436
現金及び現金同等物の四半期末残高	683,017	867,543

【注記事項】

(追加情報)

- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。
- 当社における台風21号の影響に関しましては、人的被害は無く、建物や設備等に一部被害が出ておりますが、操業にほとんど影響は出ておりません。現在、被害を受けた建物や設備等の損害額について調査中ではありますが、損害額の大部分について保険が適用できる見込みであります。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
給料及び手当	71,546千円	67,713千円
賞与引当金繰入額	13,481 "	14,125 "
役員退職慰労引当金繰入額	8,079 "	9,021 "
退職給付費用	5,589 "	8,329 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
現金及び預金	683,017千円	867,543千円
現金及び現金同等物	683,017千円	867,543千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	15,015	1.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,014	1.00	平成30年3月31日	平成30年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,077,079	468,233	472,305	2,017,618	13,754	2,031,372		2,031,372
セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	1,077,079	468,233	472,305	2,017,618	13,754	2,031,372		2,031,372
セグメント利益 又は損失()	39,487	138,968	31,866	131,347	7,142	138,490	137,898	591

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電による売電事業であります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 137,898千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,314,767	448,521	479,152	2,242,441	12,631	2,255,073		2,255,073
セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	1,314,767	448,521	479,152	2,242,441	12,631	2,255,073		2,255,073
セグメント利益	44,891	123,124	32,489	200,505	6,380	206,886	138,907	67,978

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電による売電事業であります。

2 セグメント利益の調整額 138,907千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	21円70銭	54円98銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	32,578	82,554
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	32,578	82,554
普通株式の期中平均株式数(株)	1,501,545	1,501,455

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。
 2 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成30年6月27日開催の第76回定時株主総会において、株式併合について承認可決されたため、平成30年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。また、単元株式数につきましても、平成30年10月1日を効力発生日として、1,000株から100株に変更いたしました。

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月13日

櫻島埠頭株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福竹 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている櫻島埠頭株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。